

区 分		項 目	事業名	支援内容	窓 口
財政面	雇用の維持・促進		出向のマッチング【国】	新型コロナウイルスの影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「雇用シェア」(在籍型出向)を活用する場合に、双方の企業に対し出向のマッチングを支援。	(公財)産業雇用安定センター 山形事務所 ☎023-624-8404
		在籍型出向で雇用を守りたい	産業雇用安定助成金【国】	新型コロナウイルスの影響により事業活動を一時的に縮小している事業者が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主が負担する賃金等を助成。 ▶中小企業 補助上限額:12,000円/人・日 補助率:9/10※ ▶大企業補助上限額:12,000円/人・日 補助率:3/4※ ※出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	県内各ハローワーク 山形労働局職業対策課 ☎023-626-6101 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター ☎0120-60-3999
		コロナの影響で私が休業	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国】	新型コロナウイルスの影響で休業した中小企業の労働者及びシフト制等で働く大企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方に対して、当該労働者の申請により、支援金・給付金を支給。 〔助成額〕休業前の平均賃金の80% (1日当たり11,000円が上限)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
		コロナ禍の中で正社員を雇用したい	正社員雇用促進奨励金【県】	新型コロナの影響により、県外から本県に移住する者の正社員雇用の促進と移住費用を支援。 ・正社員雇用した事業者に対する支給 〔給付額〕雇用した対象の正社員1人につき 中小企業30万円、大企業10万円 ・正社員雇用された移住者に対する支給 〔給付額〕Uターン者20万円、Uターン者以外30万円 新型コロナの影響により、離職を余儀なくされた県内失業者の正社員雇用の促進。 ・正社員雇用した事業者に対する支給 〔給付額〕雇用した対象の正社員1人につき 中小企業30万円、大企業10万円	県雇用・コロナ失業対策課 ☎023-630-3245
金融面	資金繰りのため融資を受けたい		山形県商工業振興資金【県】	○地域経済変動対策資金 売上高の減少:貸付上限5千万円、償還10年(据置2年)以内、年利1.6%、保証料ゼロ	県特別金融相談窓口 (県中小企業・創業支援課) ☎023-630-2359 県内各取扱金融機関
			日本政策金融公庫の融資【国】	○特別貸付(中小事業):貸付上限6億円、償還(運転)15年(据置5年)以内、利子当初3年間0.21%、4年目以降1.11% ○特別貸付(国民事業):貸付上限8千万円、償還(運転)15年(据置5年)以内、利子当初3年間0.36%、4年目以降1.26% ○特別利子補給制度(上記の一部(中小事業3億円、国民事業6千万円)の利子をキャッシュバックにより実質無利子化)	日本政策金融公庫各支店 相談ダイヤル ☎0120-154-505
			商工中金の融資【国】	○危機対応融資:貸付上限6億円、償還(運転)15年(据置5年)以内、金利当初3年間0.21%、4年目以降1.11% ○特別利子補給制度(上記の一部(3億円)の利子をキャッシュバックにより実質無利子化)	商工中金各支店 相談窓口 ☎0120-542-711
			信用保証制度【国】	○伴走支援型特別保証:保証上限4千万円、保証期間10年(据置5年)、利子は金融機関所定、保証料0.2% ○経営改善サポート保証:保証上限2.8億円、保証期間15年(据置5年)、利子は金融機関所定、保証料0.2%	山形県信用保証協会 ☎023-647-2240
		資本の増強による事業再生や基盤強化を図りたい	資本性劣後ローン(日本政策金融公庫及び商工中金等)【国】	○資本性劣後ローン:長期間元本返済が無く、民間金融機関が自己資本とみなすことのできる資本性劣後ローン (中小事業):貸付上限7.2億円 償還5年1か月、10年、20年(期限一括償還)利子当初3年間0.5%4年目以降は業績で変動 (国民事業):貸付上限7200万円 償還5年1か月、10年、20年(期限一括償還)利子当初3年間1.05%4年目以降は業績で変動	日本政策金融公庫相談窓口 ☎0120-154-505 商工中金相談窓口 ☎0120-542-711

(注)この資料は、各種給付金や融資制度を一覧形式でまとめたもので、令和3年5月20日現在の情報です。詳しい情報は窓口やHPでご確認ください。